（千葉地方検察庁検事）同　永井　絢子
東京地方検察庁検事に配置換する
（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　高橋　俊介
佐藤みなと
（同）同
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）
（東京地方検察庁検事法務省刑事局付）検事　宮本　征
千葉地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁検事）同　野尻　千晶
名古屋地方検察庁検事に配置換する（以上八月一日）
（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　古川　善敬
検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する（八月三日）

## 叙位・叙勲

**○叙位**

（東京農工大学名誉教授）矢ケ崎一三
正四位に叙する
（筑波大学名誉教授）笠原　成元
従四位に叙する
正五位に叙する
藤田　和昭
橘　修朗
奥山　勲
正六位に叙する（各通）
井関　公宏　大内　忠一
（神奈川県警視）岸田　孝一
紺谷　一浩　小瀬村栄一
福永　康秀　干場　正博
森泉　昌美　横内　正州
従六位に叙する（各通）
目黒　勉
田代　照次
従七位に叙する（以上六月二十九日）
（お茶の水女子大学名誉教授）市川　孝
坂部　邦夫
小林　治彦　杉崎　正博
穂苅　純一
従五位に叙する（各通）
大石治三郎　竹内　和憲
簑手　昭一　村田　眞
正六位に叙する（各通）
有吉愛一郎　上野　雄二
小澤　俊太　高畠　進
中田　庸介
従六位に叙する（各通）
東川　幸夫
久保田和夫　柳野　健吾
従七位に叙する（各通）（以上六月三十日）
井上　幸彦
正四位に叙する
（富山大学名誉教授）
従四位に叙する（各通）
加藤　通顯
正五位に叙する
木村　剛
従五位に叙する（各通）
近藤　正人
中井　省吾
門田　義章
塚本　光
横田　裕二
正六位に叙する（各通）
池田　孝明　友寄　賢吉
道本　秋雄　八幡　慶弘
従六位に叙する（各通）
林田　秀志
正七位に叙する（各通）
原　武弘
石川　孝明
従七位に叙する（以上七月一日）
西川太一郎
正四位に叙する（七月五日）

**○叙勲**

（東京農工大学名誉教授）矢ケ崎一三
瑞宝中綬章を授ける
（筑波大学名誉教授）笠原　成元
瑞宝小綬章を授ける
奥山　勲
瑞宝双光章を授ける（各通）
（神奈川県警視）田代　照次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十九日）
大石治三郎　竹内　和憲
前田　東方　松岡　賢一
瑞宝双光章を授ける（各通）
有吉愛一郎　上間　孝
東川　幸夫　柳野　健吾
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三十日）
加藤　通顯
八塚　美樹
（富山大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
近藤　正人　白川　和子
萩原　俊弘　林田　秀志
三宅　裕之　八幡　慶弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
松田　伸二
瑞宝単光章を授ける（以上七月一日）
加藤　千尋
瑞宝双光章を授ける（七月六日）

## 官庁報告

### 官庁事項

**中国地方整備局公示**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年８月６日　中国地方整備局長　山本　大志

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道９号 | 益田市西平原町450番１から同市西平原町561番１まで |

2　指定する期日　令和８年８月６日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年８月６日　中国地方整備局長　山本　大志

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道９号 | 益田市西平原町450番１から同市西平原町561番１まで |

2　指定する期日　令和８年８月６日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう、走行することとともに、道路に隣接するため施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

### 労　働

**労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について**

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者のうち、令和６年10月１日付けで指名した者（これらの補欠として指名された者を含む。）については、本年９月30日をもってその任予定期間が経過することとなるため、新たに同条及び同法施行令第２条第２項の規定に基づき、当該都道府県労働局ごとに、関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名する必要がある。

ついては、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年８月６日　厚生労働大臣　上野賢一郎